

---

---

医療・介護情報連携システム  
Aケアカード 運用規程

---

---

浪速区在宅連携協議会

初版：平成 28 年 10 月 1 日

## 第1条 (目的)

この規程は、浪速区在宅連携協議会（以下「協議会」という。）が運営する医療・介護情報連携システム（以下「Aケアカード」という。）を構成する機器及びこれらを利用したシステムの運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

## 第2条 (適用範囲)

この規程の適用範囲は、以下に示すシステム（サービス事業者の提供機能を含む）とする。

- (1) 医療情報を参照するための医療情報連携システム
- (2) 介護情報を参照するための介護情報連携システム
- (3) 医療・介護情報バックアップシステム
- (4) 血液検査データ登録システム
- (5) 広域データ連携システム

## 第3条 (利用時間)

Aケアカードの利用時間は、1年間を通じ常時利用可能とする。ただし、定期的な保守点検等により運用を停止する場合は、会員に対して協議会を通じ事前に通知するものとする。不定期に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止することがある。

## 第4条 (機能等の変更等)

Aケアカードの良好な運用を維持するために必要な場合には、ネットワークの機能又は利用時間の変更又は停止を行うものとする。

- 2 前項の規定により変更又は停止するときは、会員に対し事前にその旨を、協議会を通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他協議会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

## 第5条 (管理体制)

協議会において、次に掲げる責任者を決定する。

- (1) 総括責任者 1名
- (2) 副総括責任者 2名

## 第6条 (総括責任者の業務)

総括責任者は、Aケアカードの運用業務を総括する。

- 2 総括責任者は、Aケアカードの安全かつ適正な運用管理を図るため、不正利用が発覚した場合は、Aケアカードの利用を制限又は禁止することができる。
- 3 総括責任者は、前項の措置を行うに当たっては、協議会の意見を聞くものとする。ただし、

緊急を要する場合等、協議会の意見を聞くことができない場合は、事後において協議会に報告するものとする。

- 4 総括責任者は、Aケアカードを定期的に監査する。

#### 第7条 (副総括責任者の業務)

副総括責任者は、総括責任者を補佐し、総括責任者が業務に当たれないときは、その職を代行する。

#### 第8条 (運用責任者の設置)

Aケアカードに参加する機関ごとに、システムの責任者として参加機関運用責任者(以下「運用責任者」という)を置く。

- 2 運用責任者は、その参加機関の代表者が任命する。また代表者が運用責任者を兼ねることもできる
- 3 参加機関の代表者は、運用責任者を決定し、速やかに協議会に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする

#### 第9条 (運用責任者の責務)

運用責任者は、参加機関内のAケアカードの安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって情報漏えい、改ざん及び守秘義務違反がないよう、データの保護が確保される運用をしなければならない。

- 2 運用責任者は、会員が第12条及び第14条に掲げた法令、禁止事項等を遵守し、また第15条で述べるID、パスワードに関する管理を適切に行うよう監督指導するものとする。
- 3 運用責任者は、Aケアカードに異常を認めた時は、直ちに協議会に報告しなければならない。
- 4 運用責任者は、VPN接続情報の漏えい、会員カードの紛失等が発覚した際は、速やかに協議会に報告を行うものとする。
- 5 運用責任者は、参加機関の会員の採用・退職等があった場合は速やかに協議会へ報告を行わなければならない。

#### 第10条 (会員の種別)

Aケアカード会員とは、次のとおりとする。

- (1) 協議会を構成する団体に加入する機関の従事者で、第11条の会員資格を有する者。
- (2) その他、協議会が必要と認めた者。

#### 第11条 (会員資格等)

Aケアカードの会員は、次に掲げる者とし、Aケアカードの会員資格を有する。

- (1) Aケアカードの利用は、「医療・介護情報閲覧に関する誓約書」を提出した機関の従事者であり、ID、パスワードの発行を受けた者とする。

## 第12条（会員の責務）

Aケアカードのすべての会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員がAケアカードを利用する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び著作権法（昭和45年法律第48号）を遵守しなければならない。
- (2) 運用責任者は会員がAケアカードに接続する端末に、セキュリティを維持するため対策を実施しなくてはならない。
- (3) 会員は、VPN接続情報の漏えい、会員カードの紛失等が発覚した際は、速やかに運用責任者に報告を行うものとする。

## 第13条（患者（利用者）の同意）

Aケアカードにおいて患者（利用者）のデータを閲覧可能とする場合には、会員がシステムの主旨を患者に説明した上で、協議会が指定した文書により同意を得なければならない。

- 2 患者（利用者）の同意の有効期間は、同意書を受理してから同意撤回書が受理されるまでとする。

## 第14条（禁止事項）

会員は、Aケアカードの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) Aケアカードを通じて取り扱われる患者情報及び医療情報、介護情報、及びその他情報を不正に利用する行為。
- (2) Aケアカードを通じて取り扱われる患者情報及び医療情報、介護情報、及びその他情報を改ざんする行為。
- (3) Aケアカードを通じて取り扱われる患者情報及び医療情報、介護情報、及びその他情報を漏えいさせる行為。
- (4) 他の会員になりすましてAケアカードを利用する行為。
- (5) 有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為。
- (6) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により患者情報及び医療情報、及び第三者の個人情報を収集する行為。
- (7) Aケアカードの利用又は提供を妨げる行為。
- (8) 第三者又は協議会の著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
- (9) 法令又は公序良俗に反する行為。
- (10) Aケアカードを利用した営業活動その他営利を目的とする行為（書面により協議会が事前に承諾した場合を除く。）
- (11) 第三者にAケアカードを利用させる行為（書面により協議会が事前に承諾した場合を除く。）
- (12) 診療や介護目的以外にその情報を利用する行為。
- (13) Aケアカードを通じて入手した医療情報、介護情報についての不適正な利用。すなわち

ち診療及び介護の説明目的以外での閲覧や、撮影、複製、公開により、会員以外への情報提供等をする行為。

- (14) I D、パスワードをAケアカードに参加していない第三者に貸与する行為。
- (15) 第三者又は協議会の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為。
- (16) 協議会の信用を傷つけ、又は構成団体に損害を与える行為。
- (17) その他、協議会が不適切と判断した行為。

#### 第15条（I D・パスワードの管理）

会員はAケアカードのI D・パスワードの管理に関して、次の内容を遵守しなければならない。

- (1) セキュリティ保持のため、会員は最終パスワード変更時から180日以内にパスワードを変更しなければならない。
- (2) 運用責任者は責任範囲内の会員が何らかの理由で第11条に定める会員に該当しなくなった場合、すみやかにI D、パスワード等の取り消しを申請しなければならない。また、参加機関としてAケアカード利用を中止する場合は、すみやかに協議会に通知しなくてはならない。
- (3) 会員に付与するI Dは、以下の2種類とする
  - ① 協議会が特別に指名した管理権限（Aケアカード発行業務等）を有した者に係るI D
  - ② 管理権限を有しない者に係るI D
- (4) 前号②の管理者権限を有しない会員の区分は、以下の5種類とする
  - ① 医師、及び医療機関の従事者
  - ② 歯科医師、及び歯科医院の従事者
  - ③ 薬剤師、及び薬局の従事者
  - ④ 訪問看護師、及び訪問看護ステーションの従事者
  - ⑤ 介護支援専門員及び居宅介護支援事業所の従事者
- (5) V P N接続情報発行の事務手続きは、協議会が委託するネットワーク管理会社にて適切に処理する。
- (6) 医療情報を参照する会員の管理は、浪速区医師会が行う。
- (7) 医療情報を参照しない会員の管理は、浪速区居宅介護支援事業者連絡会が行う。

#### 第16条（利用料金）

Aケアカード参加に必要な初期諸設備の構築及びその運営・維持のため、各参加団体・機関は浪速区医師会に対して、別紙に掲げる料金を支払うものとする。

#### 第17条（通信内容の削除）

Aケアカードを利用した通信内容について、次の各号に該当する場合は、協議会が判断し、

その内容を削除するものとする。

- (1) 通信内容に会員相互、及び患者(利用者)との信頼関係を失墜させるおそれがある場合。
- (2) 記載期限を経過した情報がある場合。
- (3) 法令等の条項に違反した情報がある場合。

#### 第18条 (ID等の取り消し)

会員が、次の各号のいずれかに該当したときは、ID等は協議会が取り消すものとする。

- (1) 本規程の会員に該当しなくなったとき。
- (2) 第12条に定める会員の責務の条項に違反したとき。
- (3) Aケアカード上の情報の取り扱いが不適切であり、かつ、協議会からの指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき。

#### 第19条 (違反行為に対する措置)

会員及び運用責任者は、第2項本文に掲げる違反行為があった場合には、速やかに第2項各号に掲げる措置を受ける。

- 2 協議会は、会員が第14条の各号に該当する行為を行なっていることを知った場合、または該当行為により第三者から協議会に対してクレーム・損害賠償請求等がなされた場合、あるいはその他会員による行為がAケアカードの運営上不適当であると協議会が判断した場合には、会員とその運用責任者に対して、次の各号のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を講ずる。
  - (1) 第14条各号に該当する行為を直ちに止めるよう催告し、速やかに是正することを要求する。
  - (2) 会員の違反行為により協議会へクレーム・損害賠償請求等が生じた場合、クレーム・損害賠償請求をなした第三者との間で問題を協議し、解決することを要求する。
- 3 協議会が会員に対して前項第2号に基づく要求を行った場合、会員及びその運用責任者は、協議会にクレーム・損害賠償請求等をなした第三者との間で問題を協議し、解決を図るものとする。

#### 第20条 (監査)

Aケアカードを円滑に運用するため、運用責任者等が参加機関の利用状況について監査する。

- 2 総括責任者は、Aケアカードの利用状況を定期的に監査する。
- 3 運用責任者並びに総括責任者は、情報システムの運用が安全に行われているかを監査し、問題点があれば、直ちに必要な措置を講じるとともに協議会に報告する。
- 4 監査の内容については、アクセス管理なども含め運用責任者並びに総括責任者が定める。
- 5 運用責任者並びに総括責任者は、利用状況の結果について定期的に協議会に報告する。

#### 第21条 (免責事項)

協議会は、会員がAケアカードを利用したことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について一切の責任を負わない。

- 2 協議会は、Aケアカードの停止、中止、中断等により発生した会員の損害について一切の責任を負わない。
- 3 協議会は、参加機関に過失がなく、外部からの故意の不正アクセス等により、会員や患者等に損害及び第三者に与えた損害については、一切の責任を負わない。

## 第22条（事務局）

この規程に定める事務手続き等においては、浪速区在宅連携協議会事務局にてその統括業務を行うものとする。

- (1) 医療情報連携システムを経由してAケアカードを利用する会員、及び患者の管理（Aケアカードの発行を含む）は、協議会事務局にてその処理を行うものとする。
- (2) 介護情報連携システムを経由してAケアカードを利用する会員、及び介護利用者管理（Aケアカードの発行を含む）は、浪速区居宅介護支援事業者連絡会（Aケアカード参加事業者）にてその処理を行うものとする。

## 附 則

この規程は、平成28年10月1日より施行する。